



令和4年度(R4.4~R5.3) 異物検査結果について

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、市町教育委員会、学校、共同調理場等からの依頼を受けて、調理中、配膳中、喫食中等に発見された異物が何であるかを調べる異物検査を実施しています。

異物が何であるかを確認し、その混入時期・過程を推測することにより、再発防止対策や衛生管理の向上に活用していただいています。

【異物の例】



ハエ
(豆腐のみそ汁に混入)



軟骨
(豚キムチに混入)

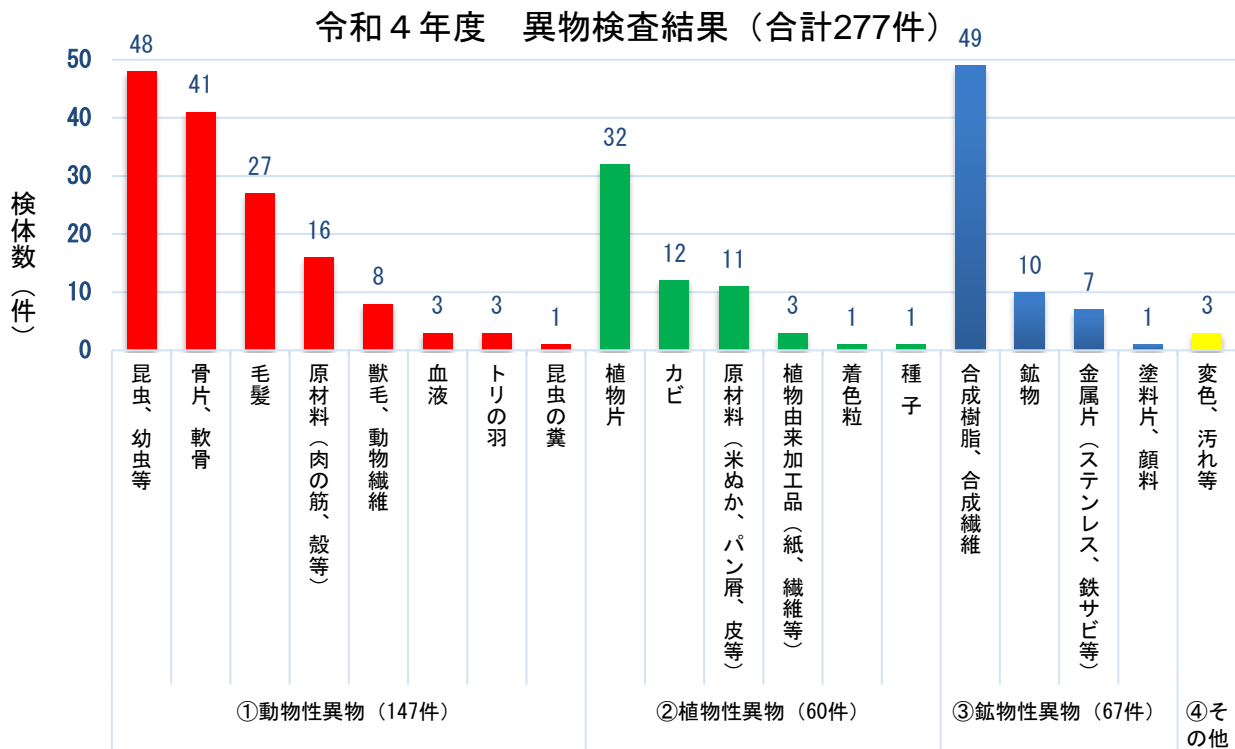


ポリプロピレン
(いわしの松前煮に混入)

【市・町等から依頼を受けた異物検査について】

令和4年4月から令和5年3月において、市・町等からの依頼により計277件の異物検査を実施しました。結果は、①合成樹脂・合成繊維 49件、②昆虫・幼虫等 48件、③骨片、軟骨 41件でした。

また、原材料由来であると推測される異物(肉の筋や米ぬかなどの原材料だけではなく、野菜につく幼虫や肉の骨片などを含む)は128件で、全体の約46%を占めていました。



【検査依頼時の注意事項】

- ・異物は、できるだけ発見時の状態を保つように扱ってください。腐敗する可能性がある場合は、冷蔵庫または冷凍庫に保管してください。
 - ・異物の発見状況(いつ、どこで、誰が、どのような状況で発見したのか)を確認してください。
 - ・検査の依頼は、まず電話でご連絡ください。その後、異物検査依頼書をセンター宛にFAXしてください。
- ※ 異物は、セロハンテープで固定したりティッシュペーパーで包んだりせず、ビニール袋に入れたりラップで包んで届けてください。